

○ 令和5年度から地方税統一QRコードを利用して市税の納付ができます。

令和5年4月1日から固定資産税・都市計画税及び軽自動車税（種別割）を対象に、納付書に印刷された地方税統一QRコードを利用した納付ができるようになりました。詳しくは、地方税お支払サイト（<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>）をご覧ください。

また、地方税統一QRコード対応金融機関については地方税共同機構のホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>）をご確認ください。



地方税お支払サイトのQRコード

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です

○ 令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。

詳しくは同封のチラシや法務省ホームページをご覧ください。

お問い合わせは、和歌山地方法務局橋本支局（0736-32-0206）まで。

## 固定資産税・都市計画税に関する連絡・届出等のお願い

◎ 近畿2府4県以外の郵便局・ゆうちょ銀行で納付したい方は、手数料無料で納付することができる「郵便振替用紙」があります。必要な方はお手数ですがご連絡ください。

◎ 所有する固定資産の内容を変更した場合

固定資産税・都市計画税は毎年1月1日（賦課期日）現在で市内に土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有する方に対して課税されます。

所有する固定資産の内容を変更した（課税明細書の内容と一致しない）場合は、ご連絡ください。

（登記簿を変更された方は、法務局から税務課に通知がありますので連絡は不要です。）

例えば、下記のような場合にはご連絡ください。

1. 土地の地目又は用途を変更した
2. 家屋を新築した
3. 取り壊し又は増改築により家屋の種類・構造・床面積などを変更した
4. 登記されていない家屋の所有者を変更した

なお、申告書などの提出が必要な場合や現場確認（家屋調査など）が必要な場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

◎ 海外に移転される場合

転勤などにより海外に移転される方は、納税管理人（今後の納税の手続きを代行していただける人）を定めて、「納税管理人申告書」の申告が必須です。

◎ 納税通知書がお亡くなりになった方のお名前が届いている場合

固定資産をお持ちの方がお亡くなりになった場合、相続登記されるまでの間、その土地・家屋を現に所有している方（相続人の方などが該当します）は「固定資産現所有者申告書」の届出をお願いします。なお、相続登記などにより不動産登記簿の名義を変更された場合、申告の必要はありません。

◎ 住宅用の土地は、軽減措置（「住宅用地に対する課税標準額の特例」）が適用されます。

「住宅用家屋を建てた（又は滅失した）」場合や、「家屋の用途を住宅用以外（事務所や工場）から住宅用に変更した（又はその逆に変更した）」場合は、届出が必要です。

また、住宅用家屋を滅失して、翌年1月1日をまたいで住宅用家屋を建替える場合、翌年度の軽減措置を受けるには届出が必要です（一定の条件があります）。

固定資産の評価業務の一部を民間業者に委託しています。委託業者の調査員が訪問し記録写真を撮影させていただくことがあります。ご理解とご協力をお願いします。

申請書（申告書・届出書）など様式は、本市ホームページから取得する又はご連絡ください。

お問い合わせ先：橋本市 総務部税務課 資産税係（直通）0736(33)3706